令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号) 令和5年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1.961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406.036千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 正しによる。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

		款				項			補	正	前	0)	額	補	正	額	計
3	繰	入	金									10	09,238			1,961	111,199
				2 基	金	繰	入	金				4	29,518			1,961	31,479
4	繰	越	金										4			1,248	1,252
				1 繰		越		金					4			1,248	1,252
5	諸	収	入									29	94,733			<sup>△</sup> 1,248	293,485
				2 貸	付 金	定元	利収	入入				29	94,667			<sup>△</sup> 1,248	293,419
	歳		入	1	合		計					4(	04,075			1,961	406,036

歳出

(単位千円)

款			項	補	正	前	0)	額	補	正	額	計
1 奨学資金貸	付事業費						40	04,075			1,961	406,036
		1 奨学資金	全貸付事業費				4(	04,075			1,961	406,036
歳	出	合	計				40	04,075			1,961	406,036

令和5年度福島県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科  目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,300,638千円	104,968千円	9,405,606千円
第1項 営 業 収 益	4,593,733千円	44,000千円	4,637,733千円
第2項 営業外収益	4,276,211千円	60,968千円	4,337,179千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,303,420千円	106,210千円	9,409,630千円
第1項 営 業 費 用	8,701,198千円	48,000千円	8,749,198千円
第2項 営業外費用	171,526千円	58,210千円	229,736千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額953千円は、過年度分 損益勘定留保資金953千円で補塡するものとする。)。

科

既決予定額 補正予定額

計

□ 収 入					
第1款 資本的収	入	2	2,678,788千円	<sup>\(\triangle\)</sup> 209,101	千円 2,469,687千円
第1項 企 業	債		364,400千円	△36,600	千円 327,800千円
第2項 補 助	金		914,000千円	△140,000	千円 774,000千円
第4項 負 担	金		616,259千円	<sup>△</sup> 32,501	千円 583,758千円
支 出					
第1款 資本的支	出	2	2,679,640千円	<sup>^</sup> 209,000	千円 2,470,640千円
第1項 建設改	良 費	1	,579,000千円	<sup>^</sup> 209,000	千円 1,370,000千円
(企業債の補正)					
第4条 企業債を次のとま	おり補正する。				
	補		正	前	
起債の目的	限度額	起債	の方法	利率	償還の方法
建設改良費	364,400千円 1	借入資金	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格 は、知事が定め る。 政府資金その他	年10分子入資で見っい該の%だ見でるに利し後は直率以し直借政つ率をに、し)内、しり府いの行お当後	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

	正	後	
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
327,800千円 1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格 は、知事が定め る。	年10%以内 (ただしし 利率見直しり 方式る政府	起債日から30年以内(据置期間をむ。)の期間において資金の融通 件及び知事の定めるところにより 還する。ただし、事業会計の都合 より繰上償還をし、償還年限を短
2	借入資金 政府資金その他	資金、利し後は 一人でで で で で で で で で で で り で り に り に り に り に	し、又は借換えをすることができものとする。
	327,800千円 1	327,800千円 1 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、知事が定める。	327,800千円 1 借入方法 普通貸借又は債 年10%以内

令和5年度福島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第2条 収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既决予定額	補止予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,764,356千円	85,444千円	2,849,800千円
第1項 営 業 収 益	2,462,695千円	85,444千円	2,548,139千円

令和5年度福島県立病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,637千円は、過年 度分損益勘定留保資金68,637千円で補填するものとする。)。

科 目		既決予定額	補正予定額	計
収 入				
第1款 資本的収	入	3,150,739千円	6,087千円	3,156,826千円
第1項 企 業	債	1,850,200千円	6,100千円	1,856,300千円
第 5 項 県立病院旅	在設整備基金繰入金	10,990千円	△13千円	10,977千円
支 出				
第1款 資本的支	5 出	3,140,076千円	85,387千円	3,225,463千円
第1項 建設改	良 費	1,881,900千円	85,387千円	1,967,287千円
(企業債の補正)				
第3条 企業債を次のと	おり補正する。			
	補	正	前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法

県 立 病 院 新 改 築 事 業 費	1,267,400千円 1	借入資金	普通貸借又は債 券発行 債券の発行価格 は、知事が定め る。 政府資金その他	年10%だ見でるに利し後は直率以し直借政つ率をに、しり府いの行お当後	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
	補		正	後	
起債の目的	限度額	起債	の方法	利 率	償還の方法
県 立 病 院 新 改 築 事 業 費	1,273,500千円 1	借入資金	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格 は、知事が定め る。 政府資金その他	年10%だ見で入資で見っい該の%だ見でるに利し後は直率以し直借政つ率をに、しり府いの行お当後	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。